

国民年金の保険料が改定されます！

平成19年4月から月々の保険料が引き上げられ、月額14,100円となります。これは、年金を支える力と給付のバランスを取るためです。

国民年金保険料の納付は、口座振替がだんぜん便利でお得です！

口座振替なら一度手続きするだけで預（貯）金口座から自動的に保険料を納めることができますので、納め忘れの心配がなく、納めに行く手間が省けてとても便利です。

口座振替による毎月納付を当月末振替による早割にさせますと、月々50円お得になります。また、口座振替による前納にお申し込みいただきますと、6ヶ月分（4～9月、10～翌年3月）で960円、1年分（4月～翌年3月）では3,550円とより一層お得になります。

なお、4月分から口座振替をご希望の場合は、申出書を社会保険事務所へ3月末日までに提出してください。
※現金納付での前納の場合は、6ヶ月分690円、1年分3,000円の割引となります。

国民年金保険料（1年分）

169,200円（14,100円×12ヶ月）
1年分を口座振替で前納すると・・・

⇒ 165,650円

1年あたり **3,550円** お得になります！

口座振替(早割・前納)のお申し込み方法

口座振替希望の金融機関・郵便局窓口または社会保険事務所ですら定の申出書でお申し込みください。
※申出書は、金融機関・郵便局・社会保険事務所・市役所国民年金窓口にあります。

必要なもの：通帳、通帳届出印、国民年金保険料納付案内書または年金手帳

問合せ先：加古川社会保険事務所 ☎079-427-4511
市役所市民課年金担当 ☎428722

国民健康保険限度額適用認定証の交付申請について

平成19年4月1日より、70歳未満の国保被保険者の方については、申請により「国民健康保険限度額適用認定証」の交付を行います。この認定証は同一の月・医療機関での入院療養等にかかる窓口支払額が、1か月の自己負担限度額（図）を超える場合、限度額までの支払いで済むものです（食事・ベッド代など自費は対象外です）。これから入院療養等で医療費がかかる方は、ぜひ申請してください。

◎ 申請要件

- ・国民健康保険に加入していて、国民健康保険税の滞納の無いこと。

1か月の自己負担限度額

		3回目まで	4回目以降※
A	上位所有者※	150,000円+（医療費-500,000円）×1%	83,400円
B	一般	80,100円+（医療費-267,000円）×1%	44,400円
C	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※上位所得者とは、国民健康保険税の算定基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を越える世帯にあたります。
※4回目以降とは過去1年（12ヶ月）の間に4回以上自己負担額が限度額を超えた場合に適用されます。

申請時期：平成19年3月27日以降

申請場所：国保健康課国保医療係

必要なもの 保険証、印鑑

問合せ先：国保健康課国保医療係 ☎428721

建てる時よりも、建てたあとも。 **安心宣言** // **アイフルホーム**



日本初 地震建て替え補償発表会開催中!!

PORTER ポルテ

25.8 万円 (税込) (標準価格)

安心の価格

地域やプランにより価格が異なります。

ダブル耐震

高耐震 高耐久設計

60年経っても耐震補償

快適設備

地震から家族を守る家

■詳しい内容等につきましてはお問い合わせ下さい。

アイフルホーム 加西店

(株)三宅工務店 建設業許可 知事(特-15)第352103号
宅建免許 知事(1)第350365号

〒675-2311 兵庫県加西市北条町横尾314-1
☎0790-43-0711 ■定休日/水曜日
<http://www.eonet.ne.jp/~e-miyake/>